

令和元年三重県議会定例会

予 算 決 算 常 任 委 員 会
教 育 警 察 分 科 会 資 料

付託議案審査

- 議案第20号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

令和元年6月

警 察 本 部

議案第20号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

1 手数料の額に関する改正

(1) 改正に至る経緯

令和元年10月1日に予定されている消費税率10%への引上げに伴い、手数料の標準額を規定する「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」(令和元年政令第12号)が公布されたことを受け、「三重県警察関係手数料条例」の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

次に掲げる法律に関係する手数料の一部(7項目)について、下表のとおり手数料の額を改正する。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)

ウ 警備業法(昭和47年法律第117号)

番号	手数料の名称	手数料の額(円)		差額(円)
		改正額	現行額	
1	相続承認申請手数料	8,700	8,600	100
2	風俗営業 合併承認申請手数料	12,000	11,000	1,000
3	分割承認申請手数料	12,000	11,000	1,000
4	猟銃等取扱講習手数料	6,900	6,800	100
5	銃 砲 猟銃技能講習手数料	12,700	12,300	400
6	年少射撃資格講習受講手数料	9,800	9,700	100
7	警 備 業 機械警備業務管理者講習手数料	39,000	38,000	1,000

(3) 施行期日

令和元年10月1日

2 手数料の納付方法に関する改正

(1) 改正に至る経緯

自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」という。)の運用開始に伴い、自動車保管場所証明申請手数料等の納付方法に係る規定を整備する必要があることから、「三重県警察関係手数料条例」の一部を改正するもの。

(2) 改正内容

現行では、自動車保管場所証明申請手数料等は三重県証紙による納付に限られているが、OSSの導入で電子決済による納付が追加されることに伴い、納付方法の規定を改正する。

ア 電子決済による納付が可能となる手数料

自動車保管場所証明申請手数料 2,200円

自動車保管場所標章交付手数料 500円

イ OSSの概要等

自動車の購入時に行う複数の官公庁への申請等

- ・ 警察署で行う自動車保管場所証明の申請
- ・ 三重運輸支局で行う検査・登録の申請
- ・ 県税事務所で行う自動車二税(取得税、重量税)の納付

をそれぞれの官公庁に出向くことなく一括した電子申請により、利用者の負担軽減を図る行政サービス(右図参照)であり、警察に関する上記2(2)アの手数料について、その納付方法の規定を電子決済に対応したものに改正する。

(3) 施行期日

令和元年10月15日

